

旧資金運用部資金

旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にレを付けること。

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道用水供給事業会計

事業名	水道用水供給事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和56年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	印旛郡市広域市町村圏事務組合	職員数*（H19.4.1現在）	20
構成団体名	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜村・栄町		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合
は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	53円 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	7,705
累積欠損金（百万円）	65	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数**	0.988
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	12.7 (H18)
		経常収支比率*（%）	89.1 (H18)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	印旛郡市広域市町村圏事務組合 管理者 高橋 操
既存計画との関係	なし
公表の方法等	平成20年中に議会で説明し、ホームページにて公表する予定
基本方針	可能な限り経費を削減しつつ、構成団体への給水料金の値下げが図れるような経営健全化を目指すことが本計画の基本方針である。ただし、当組合は、設立当初より、千葉県水道局の浄水場等の施設を使用して用水供給事業を行っているのが現状であり、今後も千葉県水道局との連帯を図ることが、計画の前提となっている。具体的には、新設工事については施設の過大投資を避け、更新工事については、長期的な視野に立って計画的に進めていくものである。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			715.1	715.1
	補償金免除額			109.1	109.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			643	643

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			715,029	715,029
合 計 (A)				715,029	715,029
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				715,029	715,029

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			642,861	642,861
合 計 (A)				642,861	642,861
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				642,861	642,861

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当組合は、印旛地域11市町村に用水供給を行っている事業体であるが、自前の浄水場を保有せず、地理的位置関係から使用することが可能な千葉県水道局の北総及び柏井浄水場等の使用許可を得て、浄水処理を業務委託している。また、送水管についても、計画延長101kmに対して布設済みは約61kmであり、県水道局の送水管を一部使用することにより、先行投資を極力避けて事業を行っている。</p> <p>その結果、浄水場等の建設事業費及び残りの送水管布設工事の負担が発生していないことから、構成団体の出資金額及び当組合の起債借入額はかなりの減額となっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ①</p> <p>資本投下は抑制されているメリットがある一方、浄水場等の基幹施設についての使用料及び浄水処理委託料が総費用に占める比率が高く、給水原価を引き上げる要因となっている。</p> <p>課 題 ②</p> <p>構成団体への供給単価は、県内6用水供給事業体の中で2番目に高く、各水道事業の経営を圧迫している。今後、組合の一層の経営努力による料金の引き下げが求められている。</p> <p>課 題 ③</p> <p>ポンプ場の運転管理、水質検査等、民間への委託が可能な業務については概ね実施している。今後は、ポンプ場管理業務を第三者委託に移行することについての検討を進める予定である。</p> <p>課 題 ④</p> <p>定員管理については、現在の職員数が20名であり、これ以上の人員の削減が困難な状況にあるが、さらなる職員の削減が可能であるか、継続して検討を進める必要がある。</p> <p>課 題 ⑤</p> <p>平成19年2月に「これからの千葉県内水道について」の提言がとりまとめられたところであるが、当組合のように浄水場を持たない用水供給事業体としては、早期に千葉県水道局との統合に向けた協議を進めていく必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	96.4	100.4	100.4	107.4	107.7	108.3	106.4	103.1	106.1	108.9	
総収支比率(法適用) (%)	99.9	103.9	103.6	110.5	110.7	110.9	107.9	106.0	108.3	110.5	
経常収支比率(法適用) (%)	99.9	103.9	103.6	110.5	110.7	114.2	107.9	106.0	108.3	110.5	
営業収支比率(法適用) (%)	112.5	117.1	116.2	124.0	123.1	122.5	117.5	112.6	113.5	114.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	27.9	24.5	21.3	11.5	1.8						
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.4	3.3	3.1	2.8	2.6	2.3	2.0	1.7	1.3	0.9
	うち基準内繰入金 (%)	3.4	3.3	3.1	2.8	2.6	2.3	2.0	1.7	1.3	0.9
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	45.4	46.0	46.9	49.2	47.2	27.5	25.7	57.0	63.4	63.4
	うち基準内繰入金 (%)	38.8	44.5	45.3	46.9	45.5	24.6	24.8	55.1	48.7	48.7
	うち基準外繰入金 (%)	6.6	1.5	1.6	2.3	1.7	2.9	0.9	1.9	14.7	14.7
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																									
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>構成団体への供給料金は、各水道事業の経営状況を考慮して、平成元年度から税抜き200円という政策的な料金設定を行ってきたところであるが、平成19年度において累積欠損金の解消が見込まれることから、総括原価方式へ移行する検討を進めている。料金収入の見込みについては、供給水量の伸びに連動することとなるが、印旛地域の給水普及率の上昇及び各構成団体が保有する地下水の中でハッ場ダム等の水源が確保された段階で転換する旨の条件が付されている井戸が約6万立方メートルあるため、それが表流水に転換されることにより応分の料金収入が見込まれる。</p>																									
2 他会計繰入金の見込み	<p>水源及び広域化の他会計繰入金の平成18年度までの実績額及び19年度以降の見込額は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="808 427 1682 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体額</th> <th colspan="2">18年度迄</th> <th>19度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良俣ダム</td> <td>2,506</td> <td>1,769</td> <td>70.6 %</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦導水</td> <td>1,934</td> <td>1,527</td> <td>79.0 %</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>ハッ場ダム</td> <td>2,327</td> <td>1,631</td> <td>70.1 %</td> <td>696</td> </tr> <tr> <td>広域化</td> <td>4,585</td> <td>3,601</td> <td>78.5 %</td> <td>984</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">⇒平成24年度で終了</p> <p>※ハッ場ダムについては、上記以外に基金事業への基準外繰入金(全体額が確定していないが最大で640百万円)を見込んでいる。</p>		全体額	18年度迄		19度以降	奈良俣ダム	2,506	1,769	70.6 %	737	霞ヶ浦導水	1,934	1,527	79.0 %	407	ハッ場ダム	2,327	1,631	70.1 %	696	広域化	4,585	3,601	78.5 %	984
	全体額	18年度迄		19度以降																						
奈良俣ダム	2,506	1,769	70.6 %	737																						
霞ヶ浦導水	1,934	1,527	79.0 %	407																						
ハッ場ダム	2,327	1,631	70.1 %	696																						
広域化	4,585	3,601	78.5 %	984																						
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>水源関係では、奈良俣ダム、ハッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業への負担金が予定されている。送水管については、残り約40kmの布設が残されているが、現在は千葉県水道局の既設管を使用しているところであり、その施設能力と今後の水需要の伸びにより対象工事の見直しや実施時期が確定する。北総浄水場の組合単独建設については、県水道局との協議により平成20年度において計画の見直しを行うこととしている。</p>																									
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの																										

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>・ 企業職職員は、業務量の見直しに努め、Ⅱの経営課題の課題④で述べたとおり、平成14年度の22人に比べて、平成17年度に1名、平成18年度に更に1名を減とし20名とした。さらなる人員の削減は、組合の規模から考えると厳しい状況であるが、人件費の総額については、毎年度見直しを図っており、できる限りの抑制、減額に努めて参りたい。なお、Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革促進効果欄の改善額については、平成16年度の1人あたりの職員給与費約9百万円(203百万円÷22名)を基に算出している。</p> <p>・ 給料表の改訂は実施済みである。しかし、千葉県も同じであるが、保障給という事実が生じている。また、地域手当については、平成18年度より組合は佐倉市に準じて、調整手当10%を地域手当8%に引き下げた。しかし、「一般職の給与に関する法律」の第11条の3の2項によると、組合所在地の佐倉市は6%である。そのため、国、県及び近隣市の動向を見ながら適正化に努めて行きたい。特殊勤務手当については、危険作業手当等の最低限度の規定しかなく、近年その支給実績もない。企業職手当で問題になっていた特殊勤務手当の支給はない。</p> <p>・ 当該会計に、技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいない。</p> <p>・ 退職時特昇制度は、平成16年度中に廃止した。勸奨退職の制度はあるが、過去に実施したことはない。</p> <p>・ 共済組合については、当組合は千葉県市町村職員共済組合の組合員である。 ・ 水道企業部は平成13年度より、職員共済会に加入している。職員数が少なく、労働安全衛生面の観点から職員共済会への補助的な支出をしているが、その額を段階的に減額している。平成19年度は、対13年度比で40%の減となっている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・ Ⅱの経営課題の課題③、④で述べたとおり、加圧ポンプ場の運転管理(場外の定期点検も含む。)や計装設備点検や水質検査等、民間業者への委託している。それらの業務委託を競争入札により請負者を決定しているため、継続的な経費の節減が見込まれる。</p> <p>・ また、Ⅱの経営課題の課題⑤で述べたとおり、千葉県水道局との統合に向けた協議を早急に進めていくことが、経営の効率化につながると考えており、そのことが課題①、②の改善にもつながるものと考えている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入 	・財務状況は、ホームページにより公表している。公営企業経営健全化計画については、平成20年度を目途にホームページで公表したいと考えている。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>・企業職職員は、平成14年度の22人に比べるとⅡの経営課題の課題④で述べたとおり、平成17年度に21人に平成18年度以降は20人と2名減とした。これは、建設工事の減少による削減である。さらなる削減は組合の規模から考えると厳しい状況であるが、人件費の総額については、毎年度見直しを図り、出来る限りの抑制、減額に努めた。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>・当組合は、供給開始当初から千葉県水道局に浄水処理を委託しているところであるが、昭和57年度から平成16年度までは浄水加工委託という方式で委託していた。しかし、経費負担の軽減を図るために、平成15年度から県水道局に対して浄水加工委託方式の変更を求めていた。そして、平成17年度以降は関係する施設の使用許可を得て、浄水処理を業務委託する方式と契約形態を変更したことにより、営業費用の大幅な削減を図り、累積欠損金の早期解消を実現した。</p> <p>具体的には、前者の場合は、県水道局給水区域にある全ての施設（5つの取水・浄水場、300mm以上の送水管等）を使用しての水運用により当組合に送水するという考えから、委託料金の算定において、その給水原価を基本とした浄水加工単価を定め、それに当該年度の申込水量等に乗じるため割高な料金となる。それに対して後者の場合は、実際に使用する取水・浄水場及び送水管等に限定されるため、使用料及び業務委託料を合わせて、現行水量において2億円以上の減額となったものである。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>当組合が、構成団体の一般会計から基準外繰出しで充当している事業はハツ場ダム基金事業であり、同事業が終了するまで繰出しは継続されることとなる。なお、現在、全体事業の見直しを群馬県と地元住民の間で進めているところであるが、今後の負担額は最大で6億4千万円を見込んでいる。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年間の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあつては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。）。
9. 以上その他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	203	200	200	192	187		194	196	199	199	199	
	改善額				9	18	27	18	18	18	18	18	90
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	22	22	22	21	20		20	20	20	20	20	
	増減数(人)				-1	-1	-2						
2	維持管理費等	2,558	2,539	2,487	2,285	2,259		2,236	2,358	2,535	2,858	2,950	
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
2	その他(浄水加工委託経費)	2,423	2,388	2,349	2,140	2,096		2,081	2,146	2,326	2,648	2,722	
	改善額				223	251	474	275	326	311	354	364	1,630
	累積欠損金比率	-27.9	-24.5	-21.3	-11.5	-1.8							
	増減												
	企業債現在高	8,622	8,455	8,242	7,976	7,705		7,352	6,865	6,380	5,862	5,349	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						501						1,720
	改善額 合計												109

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 109

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	438	441	445	451	455	460	475	485	495	510
年間総有収水量(千m ³)	18,695	18,294	18,049	18,148	18,025	18,064	18,866	20,132	22,913	23,559
公称施設能力(m ³ /日)	54,710	53,810	53,070	52,130	52,030	52,310	52,750	58,059	66,079	71,521
1日最大配水量(m ³ /日)	54,708	53,115	52,534	51,732	51,791	51,717	52,750	58,059	66,079	71,521
最大稼働率(%)	100.0	98.7	99.0	99.2	99.5	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0
供給単価(円/m ³)	205.01	206.20	205.60	204.33	202.88	200.16	201.19	185.00	180.00	180.00
給水原価(円/m ³)	212.63	205.33	204.86	190.31	188.29	184.87	189.17	179.38	169.64	165.32

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。